

※サン・ハイツニュース※

No.413 令和 5 年(2023)6月号

総会での質問「飲食を伴う親睦会を集会所で行えるか」に対する回答

去る 4 月 23 日に開催された通常総会で「飲食を伴う親睦会を集会所で行いたい
が許可されるか？」との質問がありました。この質問に対する回答を総務で検討してお
りましたがこの程、理事会に上程され承認されましたのでお知らせ致します。

現行の集会所使用細則の第 2 項第四号の「その他居住者に直接関係のある集会で理
事長が特に使用を認めたもの」に該当する。 但し迷惑行為を避ける為、以下の約束
(ガイドライン)を守る事を条件に使用を許可します。

飲食を伴う集会所の利用に関するガイドライン

- ① 近所迷惑を避けるため、利用時間は 21 時までとする。(カラオケは禁止)
- ② 酒量は 1 人当たり缶ビール 2～3 本程度とする。
- ③ 集会所内での火器(電気、ガスコンロ等を含む)の使用は厳禁。
- ④ 使用した机、椅子は元に戻す。
- ⑤ ゴミは残さないこと。持ち込んだものは全て持ち帰ること。
- ⑥ 後片付け、戸締りは確実に行うこと。(責任者が確認すること。集会所の使用開
始時間が 16 時以降の場合、責任者は 16 時までに事務所から入り口ドアの鍵を借
り受け、翌朝 9 時に事務所に返却すること)
- ⑦ 幕張サンハイツ内の居住者間のみの交流とし、使用料は無料とする。

以上はごく常識的な約束事です。 お酒を飲んでも酩酊しない範囲で、また周囲の住
民に迷惑を掛けないよう配慮して懇親会をお楽しみ下さい。

サンハイツ敷地内道路に交通標識新設

5 月下旬、第2公園出入り口から 7 棟前に至る道路沿い 4 か所に一旦停止及び10K
制限等の交通標識が取り付けられました。これは環境班の活動の一環として計画され、
取り付け作業は小修繕班に依頼したものです。これらの標識は自動車だけでなく、
オートバイや自転車の運転にも適用されます。安全確保の為、一旦停止や徐行運転に
心掛けましょう。

スマホで簡単アクセス：幕張サンハイツのホームページへ

今月号よりホームページの QR コードを載せます。スマホのカメラで QR コードの読み取りを行うことで簡単にホームページにアクセス出来ます。この QR コード掲載はホームページ編集委員会のアイデアで実現したものです。皆様も是非アクセスして下さい。

発行者：幕張サン・ハイツ管理組合

TEL：043-272-3864

E-Mail：sanhaitu@agate.plala.ne.jp

URL：<http://sanhaitu.sakura.ne.jp>

ホームページは「幕張サンハイツ管理組合」で検索
または下記 QR コードより

